

---

---

平成 2 4 年第 3 回泉南市議会定例会 議会議案書

---

---

# 議 案 一 覧 表

(平成24年9月3日提出)

議 案	件 名	委員会名	ページ
委員会提出 議案第1号	泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	議会運営委員会	1

委員会提出議案第 1 号

## 泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 4 年 9 月 3 日提出

議会運営委員会委員長 中尾 広城

### 提案理由

平成 2 3 年第 2 回泉南市議会定例会において、現行の議員定数 2 0 名を 2 名減員し、1 8 名とする泉南市議会議員定数条例の一部改正に伴い、泉南市議会委員会条例第 2 条に基づく常任委員会の名称、委員の定数及び所管について改正する必要があることから、地方自治法第 1 0 9 条の 2 第 5 項の規定により準用する同法第 1 0 9 第 7 項の規定により提案する。

## 泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例

泉南市議会委員会条例（平成13泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務産業常任委員会 9人

総務部の所管に属する事項

財務部の所管に属する事項

行財政改革推進室の所管に属する事項

都市整備部の所管に属する事項

上下水道部の所管に属する事項

人権推進部の所管に属する事項

会計課の所管に属する事項

選挙管理委員会の所管に属する事項

他の委員会の所管に属さない事項

厚生文教常任委員会 9人

市民生活環境部の所管に属する事項

健康福祉部の所管に属する事項

教育委員会の所管に属する事項

消防本部の所管に属する事項

農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成24年10月28日から施行する。